

鈴木貞吉 鈴木定勝 鈴木定衛 鈴木末吉 鈴木与太郎 鈴木利平 高橋安太郎
 高萩清 高萩倉之助 高萩文吾 井上金吉 荻野久藏 荻野藤太郎 会田一三 吉田
 清光 吉野英吾 青木タツ 青木亀吉 青木光好 草野一茂 草野和司 滝口トシ
 田家由盛 平山吉之 平山知昭 野崎満 鈴木一郎 鈴木重芳 藁谷和平 遠藤直市
 荻野幸也 合津功 小柳幸次 松崎タカ 草野仙之助 草野武雄 草野豊藏 草野
 与市 草野與市 野口宗市 鈴木榮一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第三百十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

鹿目清藏 星サク 星トクヨ 星喜平 星吉太郎 星七之平 星忠吉 星芳昭 星
 芳昭 要サタ 佐藤良弘 星ユリ子 星正生 星亮 室井友男 室井芳雄 弓田カツ
 弓田ハルイ 弓田ミチヨ 弓田一吉 弓田一男 弓田清 弓田東 弓田芳美 弓田
 鷺三 佐藤角平 室井ヨリ 室井政一 室井廣三 星キミヨ 星キヨノ 星一衛 星
 一二 星吉松 星憲男 星光夫 星孝仁 星三千雄 星重光 星重正 星春義 星勝
 星松良 星新 星政吉 星正吉 星正己 星清照 星善作 星太吉 星猪助 星藤
 一 星彦 星文俊 星米三郎 星庸吉 湯田喜兵衛 湯田三千春 湯田勝伊 湯田千
 代吉 湯田竹松 湯田文男 湯田眞一 伊藤誠 弓田リサ 弓田一男 弓田久一 弓
 田久吉 弓田高実 弓田秋雄 弓田庄藏 弓田新次 弓田浅重 弓田辰雄 弓田東
 弓田勉 弓田芳美 佐藤留四郎 室井ナヲ 室井秀信 室井政一 室井政二 室井盛
 室井林 星キサ 星コク 星為二 星嘉 星義美 星巧 星幸治 星守良 星重四
 郎 星淳 星新弥 星進 星正作 星倉雄 星直次郎 星藤平 星寅之助 星梅太郎
 星繁次 星彦助 星平八 星徳次郎 湯田竹松 湯田留夫 湯田辨吾 湯田猪之松

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二百一十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 関根高子 齋藤勝徳
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第三百二十五号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月二日

一 所在の不明な者の氏名
会田孝子 会田宗一 戸田道雄 後藤文雄 佐藤チエ子 佐藤義昭 山野辺光一郎
新妻太 新妻良平 菅波禎子 瀬谷秀武 西山義意 青木友子 石井典夫 石井美
代子 船生壽一 中野庄内 中野洋志 馬上博美 片寄勝広 鈴木一夫 會田英信
阿部利雄 安藤ヨシノ 横山栄 鯨岡辰雄 戸辺和洋 佐藤昭吉 佐藤信子 渡邊嘉
三郎 白井英明 白井光江 白井春子 薄井金治 木村兼治 草野秀直

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第四百六十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を北塩原村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 一 所在の不明な者の氏名
鶴川和昭 石田仁左久 鈴木喜一 鈴木八百衛 鈴木八百好八 五十嵐
小次郎 五十嵐忠次郎 五十嵐徳次郎 五十嵐寅彦 斎藤作次郎 斎藤善三郎 斎藤
鉄五郎 斎藤友喜 大竹熊多郎 大竹新太郎 五十嵐録 樟山源八 樟山長作 大竹
作兵衛 武藤覚八 武藤覚八 鈴木岩美 鈴木茂 小野信一郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第四百六十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
笠間力 佐藤智 佐藤栄喜 佐藤勇雄 佐藤和男 佐藤栄喜 安部作憲 安部寅記
佐藤栄 佐藤忠永 土屋吉司 本多四郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第四百五十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年六月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤玉の 佐藤重太郎 室井学 室井広八 室井克義 室井廣久 室井賢藏 松田
テツ子 松田正毅 松田正則 猪股覃治 湯田秀子 兒山亮 佐藤一男 佐藤敏雄
兒山滋 兒山ヨシエ 室井勲 室井廣一 成田キヨ 星学 星俊夫 平山律子 星百
代 阿久津弘 阿久津貞吉 木村席吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年農林水産省告示第四百六十四号）によること。

（森林保全課）

